

神奈川県庁内環境管理システム実施要綱（抜粋）

平成10年4月

神奈川県

目 次

第1	庁内環境管理システムの基本的な考え方	-----
第2	環境方針	-----
第3	率先実行計画	-----
1	オフィス系率先実行計画	-----
2	事業系率先実行計画	-----
(1)	土木工事における率先実行計画	
(2)	建築工事における率先実行計画	
(3)	病院・保健医療業務における率先実行計画	
3	その他	-----
第4	計画の推進	-----
1	推進体制の整備	-----
(1)	環境管理統括責任者の設置	
(2)	環境管理責任者の設置	
(3)	環境推進員の設置	
2	点検体制の整備	-----
(1)	全庁環境管理監査役の設置	
(2)	環境管理監査役の設置	
(3)	点検のための報告等	
3	システムの継続的な見直し	-----
(1)	各部局ごとの見直し	
(2)	環境基本計画推進会議での見直し	
4	事務局の役割	-----
5	結果の公表	-----
第5	大規模事業に係る環境配慮の調整手続	-----
1	計画策定段階における調整	-----
(1)	対象とする施策事業	
(2)	実施時期	

(3) 推進会議における調整方法

(4) 環境配慮計画書

2 事業完了後の報告

(1) 対象とする事業

(2) 推進会議への報告

第6 職員研修等

1 職員の環境保全意識の向上

(1) 環境に関する情報の提供及び普及啓発

(2) 職員研修等

2 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

(1) 職員の環境保全活動への参加

(2) 地域住民としての環境配慮行動

第7 実施期日

別表第1 オフィス系率先実行計画

別表第2 土木工事における率先実行計画

1 道路・河川等工事

2 農道・林道・漁港等工事

3 公園工事

4 下水道工事

5 公共工事廃棄物減量化・再資源化等行動計画

別表第3 建築工事における率先実行計画

1 建築工事

2 公共工事廃棄物減量化・再資源化等行動計画

別表第4 病院・保健医療業務等における率先実行計画

参考資料1 庁内環境管理システム推進・点検体制

参考資料2 PDCAサイクル

参考資料3 大規模事業に係る環境配慮の調整手続概念図

参考資料4 大規模事業に係る環境配慮の調整手続

第1 庁内環境管理システムの基本的な考え方

「神奈川県環境基本条例」（平成8年3月制定）では、環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮し（第3条3項）、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進（第3条4項）するとともに、県自ら自主的な環境管理に努める（第21条2項）ことを定めている。

また、「かながわ新総合計画21」（平成9年3月策定）では、政策展開の基本的視点として環境への配慮を位置づけ、よりよい環境を将来に引き継ぐためには、資源やエネルギー、自然環境が無限でないことを踏まえ、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会のあり方を基本的に見直し、すべての場所、場面で環境と共生するという視点に立つて対処していくこととしている。

さらに、「神奈川県環境基本計画」（平成9年3月策定）では、行政、事業者、県民等のすべての主体が環境への負荷を低減するための取組みを進めていくことを促進し、県が行うすべての施策について、環境配慮を進め、『環境保全型社会かながわ』の実現を目指すことを目的としている。

県は、その事業及び事務における活動の影響力が大きいことから、自らが事業者・消費者として率先して「庁内環境管理システム」を構築し、全庁あげて環境保全に向けた取組みを進めることにより、環境負荷の低減を図り、県職員の環境保全意識のさらなる向上を図り、「環境保全型県行政」の確立を目指す。

さらに、こうした環境保全に向けた取組みが、市町村、事業者、県民にも広く普及していくことを期待する。

庁内環境管理システムの構築にあたっては、既に、県が取り組んでいる環境保全に係る率先的な行動を集大成し、取り組むべき項目を明確にし、ISO等環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、率先実行計画を策定（Plan）、実施し（Do）、取組状況を評価・点検する（Check）。さらに、継続的な見直しを行い（Action）、その取組みを広く公表するものとする。

第2 環境方針

- 私たちが豊かさや便利さを追求するあまり生じた地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題はますます深刻化している。県は、「かけがえのない地球を次世代へ引き継ぐことは現存する者の責務」との認識に立ち、「環境基本条例」を制定した。「環境保全型社会かながわ」の実現に向けた重点的な取組の一つとして、県は自主的な環境管理の実施に自ら努める。

- 県の事業者・消費者としての経済活動は大きく、環境に与える影響が大きい。このため、県が行う事業活動・消費活動全般について、率先して環境負荷の低減に努め、全庁一丸となって環境保全に向けた次の事項を実践し、「環境保全型の県行政」の確立を目指す。
 - 1 県が行う全ての事務事業について、計画の段階から、事業実施にいたるまで、事業者・消費者の立場から環境に配慮するとともに、省資源・省エネルギーやごみの減量化、リサイクルの推進などを実施し、環境負荷の低減に努める。
 - 2 可能な限り、環境負荷の低減目標を明確にし、環境負荷低減目標を達成するために講ずべき具体的かつ実効性のある取組みを推進する。
 - 3 取組み状況の把握や環境管理システムの円滑かつ適切な運用を図るために、各所属及び各部局において、推進・点検体制を明確に位置づけ、点検・評価を実施する。
 - 4 点検結果を踏まえ、新たな課題や新たに取組むべき検討項目に対し、継続的な改善を図る。
 - 5 こうした取組状況については、「かながわ環境白書」などを通じて公表する。
 - 6 職員は、日ごろから環境配慮に心掛け、職域のみならず、地域住民として、さらに地球市民の一員として、環境負荷低減に向けた行動を着実に重ねるように努める。

平成10年4月1日

神奈川県環境基本計画推進会議

第3 率先実行計画

1 オフィス系率先実行計画

全庁共通のオフィス系の率先実行計画は、別表第1のとおりとする。

2 事業系率先実行計画

(1) 土木工事における率先実行計画は、別表第2のとおりとする。

(2) 建築工事における率先実行計画は、別表第3のとおりとする。

(3) 病院・保健医療業務における率先実行計画は、別表第4のとおりとする。

3 その他

1及び2に定めるもののほか、各部局（知事部局の各部局、各地区行政センター、企業庁、議会事務局、教育庁、警察本部、各局委員会等をいう。以下同じ。）の長は、業務の実態や特殊性などに応じて、上記計画に加えて実施すべき行動計画を定めることができる。

第4 計画の推進

率先実行計画の各職場での着実な取組みを進めるために、推進体制や点検体制を整備するとともに、実施状況、新たな取組みの検討などを行い、庁内環境管理システムの継続的な見直しを図る。

1 推進体制の整備

(1) 環境管理統括責任者の設置

ア 各部局に「環境管理統括責任者」を設置し、各部局の長を充てる。

イ 「環境管理統括責任者」の役割は、おおむね次のとおりとする。

(7) 部局の事務事業の推進に当たって、環境への配慮を浸透させ、庁内環境管理システムの実効性ある推進を図ること。

(4) 部局での取組状況を把握し、推進状況を環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）に報告すること。

(9) 部局での進捗状況に応じて、取組み内容や推進・点検体制の見直しを図ること。

(2) 環境管理責任者の設置

ア 各部局に「環境管理責任者」を設置し、企画担当課長又はそれに準ずる職にある職員で、環境管理統括責任者が指名するものをもって充てる。

イ 「環境管理責任者」の役割は、おおむね次のとおりとする。

(7) 部局での環境管理システムの円滑な推進を図ること。

- (イ) 各所属（本庁各室課及び各出先機関（各地区行政センターの場合にあっては、各部）をいう。以下同じ。）での事務事業の実施に当たって、環境への配慮を徹底するよう指導すること。
- (ウ) 各所属の取組み状況を把握するとともに、進捗状況を環境管理統括責任者へ報告すること。

(3) 環境推進員の設置

ア 各所属に「環境推進員」を設置し、課長代理又はそれに準ずる職にある職員で、環境管理統括責任者が指名するものをもって充てる。

イ 「環境推進員」の役割は、おおむね次のとおりとする。

(7) 所属での日常的な環境に配慮した取組みの推進を図り、環境意識の向上を図ること。

(イ) 所属の取組み状況を点検するとともに、その結果を環境管理責任者へ報告すること。

ウ 「環境推進員」の下に「環境推進補助員」を設置することができる。

(4) 取組み状況等の報告等

推進に係る報告様式等は別に定める。

※ この推進体制と次の点検体制を図示すると参考資料のとおり

2 点検体制の整備

(1) 全庁環境管理監査役の設置

ア 全庁的視点での各部局の環境配慮の取組み状況を監査する「全庁環境管理監査役」を設置し、環境部次長をもって充てる。

イ 「全庁環境管理監査役」の役割は、おおむね次のとおりとすること。

(7) 全庁的視点で各部局等の環境配慮の取組み状況を監査すること。

(イ) 監査結果を推進会議へ報告すること。

(2) 環境管理監査役の設置

ア 各部局に「環境管理監査役」を設置し、管理担当課長又はそれに準ずる職員で、環境管理統括責任者が指名するものをもって充てる。

イ 「環境管理監査役」の役割は、おおむね次のとおりとする。

(7) 各所属での環境への配慮に係る取組み状況を監査すること。

(イ) 各所属の取組状況を環境管理統括責任者へ報告すること。

ウ 「環境管理監査役」の下に「監査補助員」を設置することができる。

(3) 点検のための報告等

点検・報告の様式等は別に定める。

3 システムの継続的な見直し

(1) 各部局ごとの見直し

環境管理統括責任者は、各部局ごとに実施する監査結果や各所属からの取組状況報告を踏まえ、改善項目の洗い出しを行い、計画の取組内容や推進・点検体制等の継続的な見直しを図る。

(2) 推進会議での見直し

推進会議は、全庁の取組状況結果を踏まえ、計画内容、システム等の継続的な見直しを図る。

4 事務局の役割

(1) 全庁的な庁内環境管理システムを推進するための事務局は、環境政策課が行う。

(2) 部局横断的な特定分野に係る庁内環境管理システムの推進を行うための分野別事務局を設置し、担当室課は別に定める。

5 結果の公表

推進会議では、全庁の取組み状況を把握し、取りまとめ、「かながわ環境白書」や「かながわエコ通信」等に掲載して公表する。

第5 大規模事業に係る環境配慮の調整手続

各部局が実施する環境に影響を及ぼすすべての施策事業は、計画から実施まで、すべての段階において総合的に環境配慮が行われるものであるが、このうち特に大規模な施策事業については、以下に定めるところにより、全庁的な視点から環境配慮を行うものとする。

1 計画策定段階における調整

(1) 対象とする施策事業

計画策定段階における調整の対象となる施策事業は、次のとおりとする。

ア 環境に影響を及ぼすと認められる県の施策事業のうち、当該施策事業の種類が、「神奈川県環境影響評価条例」（以下「アセス条例」という。）の対象とする事業であり、かつ、施策事業の規模がアセス条例の対象とする事業規模の3分の1以上であるもの

イ 環境に影響を及ぼすと認められる県の施策事業のうち、当該施策事業の種類及び規模がアに準じるもの

(2) 実施時期

計画策定段階における調整の実施時期は、上位計画に基づいた当該施策事業に係る基本計画を策定する時期とする。

(3) 推進会議における調整方法

推進会議における調整方法は、次のとおりとする。

- ア 対象とする施策を策定する部局の環境管理統括責任者は、(2)に定める基本計画を策定するに当たって、環境への配慮を行い、「環境配慮計画書」を作成する。
- イ アの環境管理統括責任者は、「環境配慮計画書」を推進会議幹事会（関係部局に限ることができる。以下同じ。）を経て、推進会議（関係部局に限ることができる。以下同じ。）へ付議する。ただし、推進会議幹事会が特に認める場合は、推進会議への付議を省略することができる。
- ウ 推進会議（幹事会）は、提出された「環境配慮計画書」を審議し、十分な環境配慮が行われるよう、調整する。

(4) 環境配慮計画書

- ア 「環境配慮計画書」には、地域の概況、事業計画地の選定事由及び事業計画に対する環境配慮の内容について記載する。
- イ 環境配慮に当たっては、ミティゲーションの手法を取り入れるものとする。
- ウ 「環境配慮計画書」の様式は、別に定める。

※ミティゲーションとは、米国の国家環境政策法（NEPA）に基づくものであり、環境への影響を緩和する行為を指す。その具体的な内容は、「回避」「最小化」「修正」「低減」「代償」である。

2 事業完了後の報告

(1) 対象とする事業

事業完了後の報告の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ア 1による推進会議（幹事会を含む。）における調整を経て実施した事業
- イ 環境に影響を及ぼすと認められる県の事業のうち、当該事業の種類がアセス条例の対象とする事業であり、かつ、事業規模がアセス条例の対象とする事業規模の10分の1以上であるもの
- ウ 環境に影響を及ぼすと認められる県の事業のうち、事業の種類及び規模がイに準じるもの

(2) 推進会議への報告

- ア 対象とする事業を実施した部局の環境管理統括責任者は、事業完了後、計画段階から実施段階に行った環境配慮の内容を記載した「環境配慮報告書」を作成する。
- イ アの環境管理統括責任者は、「環境配慮報告書」を推進会議幹事会を経て、推進会議に報告する。ただし、推進会議幹事会が特に認める場合は、推進会議への報告を省略することができる。
- ウ 「環境配慮報告書」の様式は、別に定める。

第6 職員研修等

庁内環境管理システムを着実に推進し、職員の環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境に関する研修、講習会等の積極的な実施及び職員の参加を奨励する。

1 職員の環境保全意識の向上

(1) 環境に関する情報の提供及び普及啓発

ア 庁内紙等（教養月報、かながわエコ通信等）により、計画されている環境保全活動や研修など必要な情報提供を行う。

イ パンフレット等を作成し普及啓発を行う。

(2) 職員研修等

ア 環境研修を計画的に推進する。

イ 環境に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が得られるよう奨励する。

ウ 自治総合研究センターで実施する職員研修で環境に関する内容の研修を行う。

エ 各部局においては、それぞれの事務事業に応じた環境研修を実施する。

オ 途上国からの環境に関する研修生等に対し積極的に対応する。

2 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

(1) 職員の環境保全活動への参加

ア 県が主催する環境関係の諸行事において、環境に関する活動への職員の積極的な参加を奨励する。

イ 地方公共団体や民間が行う環境保全活動への職員の積極的参加を図る。

(2) 地域住民としての環境配慮行動

ア 地域の清掃活動やボランティア活動への参加に努める。

イ 日常の買物においても買物袋持参や環境負荷の少ない物品の購入を図るよう努める。

ウ 職員は家族や地域の住民等にも環境に配慮した行動について協力を促すことに努める。

第7 実施期日

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

建築工事における率先実行計画

「具体的な行動」の文頭の「■」は全ての工事において必ず実施する項目
 「□」は取組みの対象となる工事において検討・実施する項目

第1 建築工事

1 計画段階での配慮

★ 事業を計画する際には、構想の段階から環境への配慮に努める。

(1) 構想段階での環境への配慮

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 構想の策定における環境への配慮	■ 構想の策定にあたっては、事業全体の予算規模も勘案しながら、可能な限り環境に配慮して検討する。
② 事業計画地の選定	■ 建物用途に応じた地域地区を選定する。 (環境負荷を低減しやすい立地) ■ 開発行為による環境影響の最小化を図る。 [自然環境の保全、造成の縮小、地下水脈の分断、敷地内道路の路線の選定・構造形式の選択、植生(既存の緑の活用、周辺の緑との調和)について配慮する。] ■ 建物規模と用途に応じた適正な敷地面積を確保する。 (敷地のゆとりを確保する。)
③ 事業計画に対する環境配慮	■ 無湿のない計画的予算の計上を考慮する。
④ 地域との調和に配慮	■ 良好な大気環境を確保する。 ■ 良好な水域を確保する。 ■ 景観を保全する。 ■ 歴史的文化遺産に配慮する。 ■ ビル風が発生しにくい設計・配置計画とする。

(2) 計画段階での配慮

取組み項目	具体的な行動
① 環境配慮指針（県環境基本計画）に沿った事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画に先立ち、必要な自然環境調査を行う。 ■ 地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置を講じる。 ■ 緑地、広場、オープンスペースの適切な確保を図り、地域の自然環境をいかすよう検討する。 ■ 生態系を含め保全されるべき自然あるいは歴史的・文化的遺産の保全にの配慮について検討する。 ■ 造成等土地の改変に当たっては、搬入した土砂等による土壌汚染の防止、発生土の適正処理等周辺生活環境への影響対策等を検討する。 ■ 地質・地形を調査し、特性を把握することにより、自然災害を避けるよう検討する。 ■ 通過交通が発生しないよう、街路の配置について検討する。 ■ 工場・幹線道路・鉄道等に隣接する場合は、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの発生状況に配慮し、適切な処置を検討する。 ■ 建造物の設置に当たっては、防災対策や周辺の景観に配慮し緑化、看板などにも工夫を図り、まちづくり全体への配慮を検討する。 ■ 周辺公共用水域の水質の悪化を招かないよう、適切な対策を検討する。

2 設計段階での配慮

★ 設計・工法の選択・材料の選択・施設の維持管理の段階で環境への配慮を行う。

(1) 環境に配慮した設計

取組み項目	具体的な行動
① 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地レベルで緑化を推進する。 □ 建物レベルで緑化を検討する。
② 自然環境、野性生物等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生態系など自然環境に配慮した計画を促進する。 ■ オゾン層を保護した空調計画を行う。
③ 環境復元への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事により一時的に破壊した環境の復元に努める。

(2) 環境に配慮した工法の選択

取組み項目	具体的な行動
① 環境負荷の少ない施工作業の選択	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事等の発注者として、「都市部集塵現場説明書」に基づき低騒音、低振動型建設機械を使用する。

(3) 省エネルギー型設計の採用

取組み項目	具体的な行動
① 余分な熱の侵入・損失を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材を設置する。 <input checked="" type="checkbox"/> 庇・バルコニー・ブラインド等を設置する。
② 自然の光や風を活用する	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 自然の光を取り入れる開口部の工夫を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 自然の風を取り入れる開口部の工夫を行う。 <input type="checkbox"/> ソーラーシステムの導入を検討する。
③ 効率の良い機器やシステムを選択する	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 効率の高い照明器具を設置する。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型自動制御の導入を検討する。 <input type="checkbox"/> 照明の自動制御の導入を検討する。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設に適した熱源を選定する。
④ 排熱を利用する	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 排気熱の再利用を検討する。

(4) 水の有効利用

取組み項目	具体的な行動
① 水利用の合理化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 節水型器具を導入する。 <input type="checkbox"/> 雨水利用を検討する。(効率検討、雨水貯留施設の設置) <input type="checkbox"/> 透水性舗装の導入を検討する。

(5) 環境への負荷の少ない製品の使用

取組み項目	具体的な行動
① 環境負荷の少ない製品の使用	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 木材の使用を検討する。 <input checked="" type="checkbox"/> 再生品を活用する。 <input type="checkbox"/> 健康に影響を及ぼす恐れがない資材の使用を検討する。 (壁材のホルムアルデヒド対策等)

(6) 廃棄物発生抑制等を配慮した工事計画・設計

取組み項目	具体的な行動
① 施設の長期使用等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ゆとりを持った設計を検討する。 <input type="checkbox"/> 材料等の修繕・更新周期を考慮して、全体としてバランスのとれた設計を検討する。

(7) 維持管理を配慮した設計

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 維持管理しやすい設計	<input type="checkbox"/> 保守・点検しやすい構造を検討する。

3 施工段階での配慮

★ 施工段階において、請負業者の協力のもと、材料、機械、施工方法に配慮し環境負荷を低減する。

(1) 熱帯木材型枠の使用削減

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 熱帯木材型枠の使用削減を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 型枠の再利用回数を増やす。 <input checked="" type="checkbox"/> 型枠の材料として熱帯木材以外の再生産可能な木材または木材以外の材料を使用する。 <input type="checkbox"/> 型枠不要な工法を検討する。

(2) 環境への負荷の少ない製品の使用

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 環境への負荷の少ない製品の使用	<input type="checkbox"/> 木材の使用を検討する。 <input checked="" type="checkbox"/> 再生品を活用する。

(3) 低公害型建設機械、運搬車両など、環境負荷の少ない作業等

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 環境負荷の少ない施工作業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低騒音・低振動型建設機械を使用し、工事に伴う騒音・振動の低減を図る。 <input type="checkbox"/> 自主的に環境測定を行い、環境対策の改善を検討する。 <input type="checkbox"/> 工事に伴う粉じん、排気ガスの低減を検討する。 <input type="checkbox"/> 工事に伴う濁水の流出防止を検討する。 <input type="checkbox"/> 工事に伴う土壌汚染、地下水汚染防止を検討する。 <input type="checkbox"/> 夜間工事を行わない検討を行う。

(4) 施工業者への指示、指導

取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
① 施工段階での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「都市部標準現場説明書」等に基づき、施工業者に対して設計に盛り込んだ環境負荷の少ない作業を行うよう指示・指導を行う。 (施工時の経済性、施工性、安全性等を考慮し判断する。) ■ 施工計画書の中に環境対策を記載するよう指導する。 [現場内の整理整頓、ごみ箱・灰皿の設置等 工事車両のアイドリング防止]
② 完成または一部完成段階での配慮	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 報告書の簡素化を検討する。 <input type="checkbox"/> 資料等の再生紙化を検討する。

第2 公共工事廃棄物減量化・再資源化等行動計画

1 計画・設計・積算段階における取組み

(1) 発生抑制

★廃棄物の発生抑制に努める。

〔平成10年度から工事に伴う廃棄物の実態把握を行い、その結果を踏まえ、削減目標の設定を検討する。〕

	取組み項目	具体的な行動
発生抑制	①発生抑制工法の採用	<input type="checkbox"/> 打ち込み型枠の採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 鋼製型枠、鋼製足場の採用が可能な箇所に使用できるよう徹底させる。 <input type="checkbox"/> 規格品や2次製品の採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 鋼製・PC床版の採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 鉄筋工事におけるフープ、スターラップの場外加工を可能な限り徹底させる。 <input type="checkbox"/> 包装・梱包材の簡素化を徹底させる。 <input type="checkbox"/> シールドや基礎杭の工法を検討する際には、やむを得ない場合を除き、泥水や安定液を使用しない工法を優先して採用する。 <input type="checkbox"/> 基礎・柱・大梁・小梁・壁・床・階段・廊下・庇・出窓・バルコニー等のPC化を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> カーテンウォールの採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> FR鋼の採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 外装のパネル化を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> システム天井の採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 可能な箇所は設備をユニット化する。 <input type="checkbox"/> 仮設工事の構真柱のPC化を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 内装工事において乾式間仕切りの採用を検討し、可能な限り使用する。 <input type="checkbox"/> 外装工事においてタイル等打込みによるPC化を検討し、可能な限り使用する。
	②現場内の有効利用	<input type="checkbox"/> 路上表層再生工法や路上再生路盤工法を「路上表層再生工法技術指針(案)」及び「路上再生路盤工法技術指針(案)」により、適用可能な箇所に採用する。

【参考】

○2次製品採用・工場加工の例

- ・タイルカーペット等を自己粘着性のメーカー加工品とし、現場への接着剤の持ち込みをしなかった。
- ・資材は工場加工を原則とし、現場での端材発生を抑制した。
- ・規格品寸法での施工可能な設計とした。 等

○包装・梱包材の簡素化取組事例

- ・従来、個々に梱包されていた照明器具を大型段ボールを用いてまとめてユニット梱包し、内部の保護材とともに廃棄物を減少させた。
- ・押出セメント成形板をユニット組立後、現場へ取り付け状態で搬入することにより無梱包搬入とした。
- ・電気機器の搬入時、メーカーに連絡し、梱包しないで搬入させ、すぐに設置した。
- ・照明器具の梱包箱を再利用できる構造にするようメーカーに要望し、1回の納入数量を決め、梱包箱を再利用（梱包箱を折りたたみ回収し、メーカーに戻して再利用）しながら納入させた。
- ・タイルの梱包を全面段ボール梱包から端部梱包に変更した。 等

(2) 再利用・再資源化

★コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は100%再資源化する。

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
再 利 再 用 資 ・ 源 化	①再資源化施設への搬入	<input type="checkbox"/> コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊その他路盤廃材の取扱については原則として土木部が定めた「建設廃材の処理及び再生材に関する事務取扱要領（昭和63年3月31日制定）」により再資源化する。 <input type="checkbox"/> 再生利用可能な木くずは、可能な場合には再資源化施設へ搬入する。

★コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊からの再生品の利用可能工種における利用率を平成12年度までに100%とする。

〔 未利用工種についても利用方策を検討する。 〕

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
再 利 再 用 資 ・ 源 化	②利用可能な工種での再生材の使用（その取扱いは「建設廃材の処理及び再生材に関する事務取扱要領」のとおりにする）	<input type="checkbox"/> 再生砕石を使用する。 <input type="checkbox"/> 再生粒状調整砕石を使用する。 <input type="checkbox"/> コンクリート塊等の再生砂を使用する。 <input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物を使用する。 <input type="checkbox"/> 再生セメント安定処理路盤材を使用する。

★その他の再生品についても利用可能工種では使用に努める。

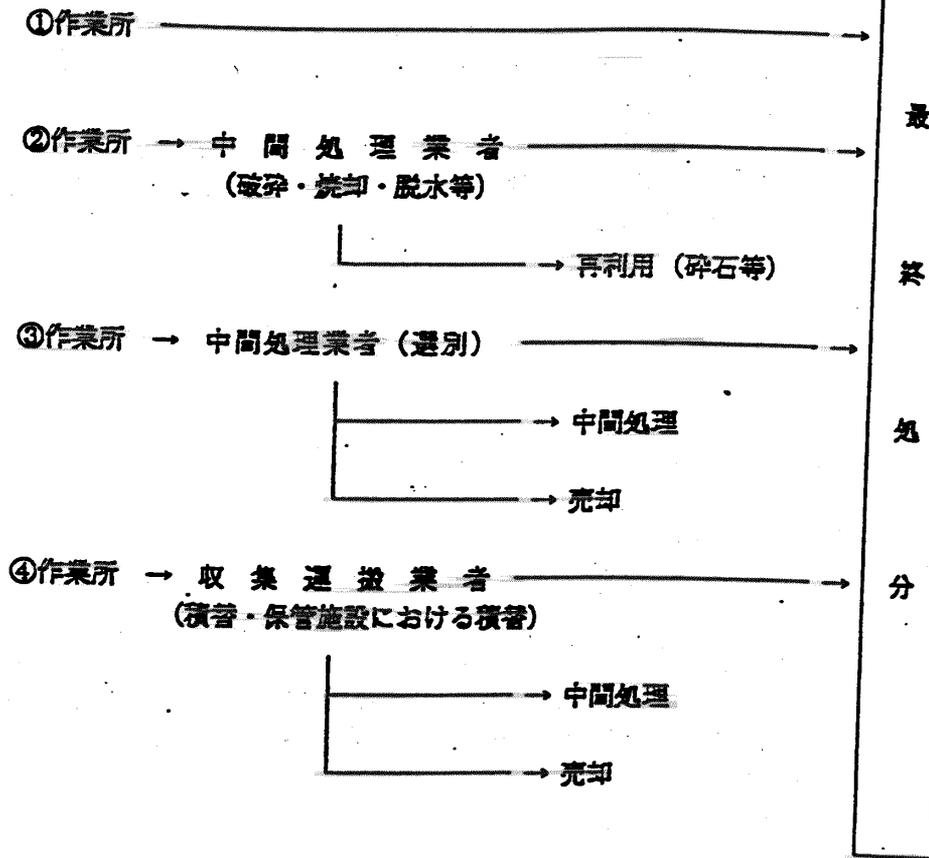
	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
再 再 利 業 用 源 ・ 化	④利用可能な工種でのその他の再生品の使用	<input type="checkbox"/> 再生石灰安定処理路盤材を使用する。 <input type="checkbox"/> 再生合板、プラスチック再生品を使用する。

(3) 適正処理

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
適 正 処 理	適正積算及び条件明示	<p>■建設廃棄物（建設汚泥、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設木くず、建設混合廃棄物等）についての処理方法等を設計図書で指定するとともに、その運搬費用及び処分費用を積算において計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の量並びに性状と、現場が所在する地区における廃棄物の処分施設の状況を勘案して、適切な中間処理、最終処分方法を定める。 ・詳細設計においては、発生する建設廃棄物の種類、質、数量の把握を行う。 ・運搬費用及び処分費用（再資源化に要する費用を含む）を適正に計上する。 ・建設廃棄物の処理方法、処分場所等の条件を設計図書に明示する。 ・条件に変更が生じた場合は適切に対応する。

【参考】

建設廃棄物の処理形態例



- ①作業所から直接、最終処分場へ運搬する場合。
- ②場所打杭工事の廃泥水の脱水、解体コンクリートの破砕または建設木くずの破砕・焼却等の処分を委託する場合。
- ③選別による中間処理の許可を有する処理業者へ委託する場合。
- ④収集・運搬業者が設置する積替・保管施設を経由する場合。

2 施工計画段階における取組み

(1) 発生抑制

	取組み項目	具体的な行動
発生抑制	施工計画の確認及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ■施工計画書に、設計図書（特記仕様書を含む）で明示した廃棄物の発生抑制の計画が明記されているか確認及び指導する ■設計図書で明示していない工法（使用資材）についても、廃棄物の発生抑制の計画が明記されているか確認する。

(2) 再利用・再資源化

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
再 利 用 ・ 再 資 源 化	再生資源利用計画書等の提出	<input type="checkbox"/> 「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を請負者に提出させる。 <input type="checkbox"/> 請負者から提出された「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容を確認し、内容が不適切な場合は変更させる。

(3) 適正処理

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
適 正 処 理	建設廃棄物処理計画書の提出	<input type="checkbox"/> 別に定める「建設廃棄物処理計画書」を請負者に提出させる（ただし、緊急工事において建設廃棄物処理計画書の提出が困難な場合は除外する。） <input type="checkbox"/> 請負者から提出された「建設廃棄物処理計画書」の内容を確認し、内容が不適切な場合は変更させる。

3 施工段階における取組み

(1) 発生抑制

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
発 生 抑 制	計画どおりの施工の確認・指導	<input checked="" type="checkbox"/> 施工計画で明記された廃棄物発生抑制どおり施工されているか確認及び指導する。

(2) 再利用・再資源化

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
再 利 用 ・ 再 資 源 化	分別排出の徹底指示	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者に一般廃棄物を含めた分別計画を立てるよう指示する <input checked="" type="checkbox"/> 現場での分別実施を確認する。

【参考】

廃棄物分別の考え方

1 再生可能品目の分別

木くず、紙くず（段ボール等）、コンクリート塊、金属くず、廃石膏ボード等

2 一般廃棄物の分別

現場作業員の生活系廃棄物（弁当等の寒暑包装、新聞紙、雑誌等）は直接工事から排出される廃棄物と分別し、作業所が所在する市町村の指定する回収方法に従う。

3 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物の分別

安定型最終処分場は安定品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材（※））のみが受入れ可能である。建設木くず、建設汚泥、燃え殻等の管理型産業廃棄物を混入させてはならない。

※法令改正により平成10年6月17日から（既存施設については経過措置1年）は、廃プリント配線板、廃容器包装（有害物や有機物が混入し付着したことがあるもの）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボードは安定品目から除外される。

4 中間処理に適合した品目の分別

破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別しなければならない。

5 処理困難物の分別

ボンベ等の危険物や有機溶剤等は他の廃棄物と区別し、取扱には十分注意しなければならない。

(3) 適正処理

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
適正処理	廃棄物管理責任者の設置確認及び現場内焼却における関係法令等の遵守	<p>■現場における廃棄物管理責任者の設置を確認する</p> <p>■現場において、小型焼却炉により処理する場合は関係法令及び条例（※）を遵守することとし、それができない場合は適切に処理できる業者に処理委託するよう請負者に指示する。</p> <p>※大気汚染防止法、廃棄物処理法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例</p>

4 検査時における取組み

(1) 適正処理

	取 組 み 項 目	具 体 的 な 行 動
適 正 処 理	適正処理等の検査	<p>■請負者から提出された「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」、「建設廃棄物処理実施書」、委託契約書の写し等の関係書類やマニフェスト（産業廃棄物管理票）の内容を報告させること等により、出来形検査、中間検査及び完成検査時に適正処理及び適正な委託が行われているか検査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画と実施の変更点及び変更理由 ・処分方法 ・処分先 ・処理量 <p>■工事終了後、現場内に廃棄物が残っていないか確認する。</p> <p>□取組内容を工事成績の評定に反映させる。</p>